

衛星放送の将来像に関する論点について

・衛星放送の将来像と期待される役割

論点	方向性	備考
<p>1 衛星放送の将来像について 【資料5 - 3 - 2:1(1)関係】</p>	<p>衛星放送の将来像については、次の環境変化を踏まえ、技術動向を踏まえつつ、2011年を射程として検討を行うことが必要ではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上放送等放送メディアのデジタル化 2) 光ファイバ等の全国整備 3) 通信・放送の融合・連携 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>【資料5 - 3 - 2:1(1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの将来像について、～ 参照。 ・技術の将来像について、～ 参照。
<p>2 衛星放送に期待される役割について 【資料5 - 3 - 2:1(2)関係】</p>	<p>衛星放送は、その優位性(広域性・経済性、大容量性・高品質性)を十分に発揮すれば、放送や情報通信全体において、新技術の動向を踏まえ、次のサービスを先導的に推進する役割を担いつつ、発展していくことが期待されるのではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) デジタル放送サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代デジタル放送への先駆的取組(立体テレビ等) ・ 地上テレビジョン放送の全面デジタル化との連携(CSによる再送信等) ・ IPとの連携 ・ 認証・課金サービスの高度化による多彩なサービスの提供 2) 多チャンネルサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ CATV、IP、移動体等による多チャンネルサービスにおける公正な競争の促進 ・ 利用者利益の確保・向上 ・ 情報検索機能によるメディアを横断したコンテンツの利用 	<p>【資料5 - 3 - 2:1(2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体について、～ 、27 参照。 ・「1) デジタル放送サービス」について、～ 、～ 26、33・34 参照。 ・「2) 多チャンネルサービス」について、28・29、35 参照。

． B S 放送用周波数の利用の在り方

論点	方向性	備考
<p>1 B S アナログ放送用3チャンネルの終了時期について 【資料5 - 3 - 2 : 2 (2) 等関係】</p>	<p>デジタル放送の推進(地上テレビジョン放送の全面デジタル化との連携)の観点から、遅くとも2011年7月24日(地上アナログテレビジョン放送の停波期限)までにB S アナログ放送を終了することが適当ではないか。</p> <p>現在、B S アナログ放送用3チャンネルを利用している放送事業者であるNHK及びWOWOWにおいては、既存視聴者の保護に配慮しながら、B S アナログ放送終了時期の可能な限りの前倒しが図られることが期待されるのではないか。</p> <p>打上げが2011年頃に予定されている新衛星(B S A T - 2 aの後継衛星)については、安定的な放送の継続を確保し視聴者の保護を図るため、その打上げの1年程度の前倒しを図ることが必要ではないか。</p>	<p>【資料5 - 3 - 2 : 2 (2)】 ・終了時期について、 を参照。</p> <p>【資料5 - 3 - 2 : 2 (6)】 ・新衛星について、 を参照。</p>
<p>2 B S アナログ放送終了後の3チャンネルについて 【資料5 - 3 - 2 : 2 (3) 等関係】</p>	<p>B S アナログ放送終了後の3チャンネルに係る放送方式については、周波数の効率的利用や今後の技術的な拡張性を考慮すれば、新たな技術規格(H . 2 6 4等)の採用を早期に開始すべきとの意見もあるが、既存視聴者の利益に配慮する上では、現行受信機に影響を与えるような利用は避けることが適当であり、現行の技術規格を採用することが望ましいのではないか。</p> <p>その際、関係事業者等において、現行受信機の設計及び性能に関する制約条件(T S 数等)を踏まえ、ケーブルテレビによる視聴も含め、実証実験を行う等現行受信機で円滑に視聴されるよう図ることも必要ではないか。</p> <p>受信可能なT S 数が16 T S 以下の現行受信機については、B S アナログ放送終了後の3チャンネルに関する17番目以上のT S による新サービスを視聴することができない等の可能性があることから、関係メーカーにおいては当該現行受信機に係る視聴者への周知等を図ることが必要ではないか。</p>	<p>【資料5 - 3 - 2 : 2 (3)】 ・放送方式について、 を参照。</p> <p>【資料5 - 3 - 2 : 2 (5)】 ・受信機について、 を参照。</p>

<p>3 追加4チャンネルについて 【資料5 - 3 - 2:2(4)等関係】</p>	<p>追加4チャンネルの利用については、当該チャンネルに係る周波数等資源が事業者及び視聴者にとって有効に使用されることを確保するため、デジタル放送の推進又は多チャンネルサービスの推進の観点から、潜在的な事業者を含む国民に以上の留意事項等に関する事実を周知し、その意見をより広く聴取することが必要ではないか。</p> <p>その際には、BS放送の全面デジタル化時点において必要とされる新衛星に関する調達等スケジュールを踏まえ、今後の技術動向にも配慮しつつ、2006年中を目途に結論を得ることが必要ではないか。</p> <p>また、意見の募集にあたっては、例えば、次のような利用の在り方の可能性について、できる限り具体的に例示することが必要ではないか。</p> <p>スーパーハイビジョン、立体テレビ等の新たな技術規格及びサービスの開発及び実用化のための実験放送用として、放送普及基本計画等に基づき利用できるようにし、その際には、関係事業者の責任を明確にするための新たなスキームを設けること、</p> <p>2011年時点での新しい技術規格を採用したサービスのために、放送普及基本計画等に基づき利用できるようにし、その際には、現行サービスからの円滑な移行を確保するため、現行の技術規格と新たな技術規格の双方に対応したデュアルモード受信機の普及が望ましいこと、</p> <p>現行の技術規格により、現行サービスの延長として、放送普及基本計画等に基づき利用できるようにすること、</p> <p>地上デジタル放送の補完措置として、放送普及基本計画等に基づき利用できるようにすること、</p> <p>CATV、IP、移動体等による多チャンネルサービスの進展等の市場状況に適時柔軟に対応して利用できるようにすること</p>	<p>【資料5 - 3 - 2:2(4)】 ・意見聴取について、 を参照。</p> <p>【資料5 - 3 - 2:2(6)】 ・結論の期限について、 を参照。</p> <p>【資料5 - 3 - 2:2(4)】 ・利用の在り方の可能性について、 ~ 、 ~ を参照。</p> <p>【資料5 - 3 - 2:2(5)】 ・受信機について、 ~ を参照。</p>
---	--	---

．衛星放送における競争環境整備

論点	方向性	
<p>1 CS放送における周波数利用の高度化について 【資料5-3-2:3(2)等関係】</p>	<p>CS放送においては、デジタル放送の推進(地上放送のデジタル化への円滑な移行)及び多チャンネルサービスの推進の観点から、新たな技術規格(H.264等)の採用を早期に開始できるようにすることが必要ではないか。</p> <p>また、その際には、従来の技術規格と新たな技術規格の双方に対応したデュアルモード受信機の普及が望ましいと考えられるのではないか。</p> <p>デジタル放送サービス及び多チャンネルサービスの推進の観点から、地上デジタル放送の送信環境の早期整備及びCS放送による多様なサービス提供を促進するため、地上デジタル放送の再送信を推進することが必要はないか。</p>	<p>【資料5-3-2:3(2)】 ・新たな技術規格及び地上デジタル放送の再送信について、 を参照。</p> <p>【資料5-3-2:1(5)】 ・デュアルモード受信機について、 を参照。</p>
<p>2 東経110度CSデジタル放送の競争環境整備について 【資料5-3-2:3(3)等関係】</p>	<p>右旋円偏波を使用する東経110度CSデジタル放送については、多チャンネルサービスの推進の観点から、一定の規制を緩和することにより、CATV等との競争を促進させ、視聴者に多様で魅力的なサービスを安価に提供できるような環境を整備することが必要であり、次のような方策が考えられるのではないか。</p> <p>東経110度CS右旋円偏波を電気通信役務利用放送法の適用対象とする。</p> <p>現行の受託委託放送制度の下で、マスメディア集中排除原則を緩和する。</p> <p>なお、上記 については、新たな技術規格を採用することを視野に入れ、多チャンネルサービス市場における競争の状況を踏まえ、その時期(例えば、地上デジタルテレビジョン放送のSDのIPによる再送信の目標とされている2006年、地上デジタルテレビジョン放送のCSによる再送信の目標とされている2007年、同HDのIPによる再送信の目標とされている2008年、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する目標とされている2010年等)について検討することが必要ではないか。そして、その際に、一定の条件(新たな技術規格を採用する放送やHD中心の放送と</p>	<p>【資料5-3-2:3(3)】 ・規制緩和方策について、 ~ を参照。</p> <p>【資料5-3-2:3(2)】 ・新たな技術規格について、 を参照。</p>

	<p>する等)の下で、同法の適用対象とすることについて検討することも必要ではないか。</p> <p>また、上記 については、マスメディア集中排除原則の緩和について、多元性及び多様性の確保の観点から検討することが必要ではないか。</p>	
<p>3 その他のCS放送の競争条件整備について 【資料5 - 3 - 2:3(4)関係】</p>	<p>多チャンネルサービスの推進の観点から、マスメディア集中排除原則については、同原則を廃止することも視野にいれ、多元性及び多様性の確保の観点から検討することが必要ではないか。</p> <p>マスメディア集中排除原則を緩和する場合には、競争状況の評価、利用者保護の状況等を事後的にチェックする枠組みを導入することについて検討することが必要ではないか。</p>	<p>【資料5 - 3 - 2:3(4)】 ・マスメディア集中排除原則の緩和について、 を参照。</p>
<p>4 プラットフォーム等の在り方について 【資料5 - 3 - 2:3(5)関係】</p>	<p>地上デジタルテレビジョン放送を再送信する場合を含む多チャンネルサービスの推進の観点から、委託放送事業者等における公正競争を確保し、視聴者による多様で多元なサービスの享受を確保するため、プラットフォーム事業者の放送法及び電気通信役務利用放送法上の位置づけ及び公平性・中立性の確保するための規律について検討することが必要ではないか。</p> <p>その際には、今後多チャンネルサービスの進展状況を踏まえ、プラットフォームとしての規律の対象とする一定の機能等について、柔軟に適時対応できるようにすることが必要ではないか。</p> <p>認証の規格化等を行うことが必要ではないか。</p>	<p>【資料5 - 3 - 2:3(5)】 ・プラットフォームの規律について、 ~ を参照。</p>
<p>5 衛星の運用(ハード・ソフト一致の事業主体を可能とする制度整備)について 【資料5 - 3 - 2:3(6)関係】</p>	<p>現在のCS放送については、ハード・ソフト分離の制度(受委託放送制度、電気通信役務利用放送制度)により行われているが、多チャンネルサービスの推進の観点から、衛星の所有・運用、放送番組の編集、課金等を一体的に行う新たなハード・ソフト一致の事業主体の参入の可能性も踏まえ、BSデジタル放送への適用も含め当該制度の整備について検討することが必要ではないか。</p>	<p>【資料5 - 3 - 2:3(6)】 ・ハード・ソフト一致について、 を参照。</p>

	<p>マスメディア集中排除原則を緩和する場合には、前述のとおり、競争状況の評価、利用者保護の状況等を事後的にチェックする枠組みを導入することについて検討することが必要である。</p>	
--	---	--

・視聴者利益の確保

論点	方向性	備考
<p>1 個人情報保護等視聴者利益の確保について 【資料5 - 3 - 2:4関係】</p>	<p>多チャンネルサービスの推進の観点から、現行のように、放送事業者の代理として、有料放送視聴に関する契約の締結等を行う場合について、視聴者保護の実効性を確保するため、役務提供条件の説明義務等を課すことについて検討することが必要ではないか。</p> <p>デジタル化が進展し、受信機の高機能化・多機能化により、取り扱われる個人情報さらに多様化、取扱いも様々なものになってくることが考えられることから、個人情報の保護の実効性を確保するため、現行受信機や新しい受信機における技術的対応の在り方等について検討することが必要ではないか。</p> <p>また、放送番組の内容に関する苦情も含めた視聴者に対する対応の在り方についても検討することが必要ではないか。</p> <p>通信・放送サービスが端末・伝送路・事業者等の各レベルで融合し、利用者により便利になるとすれば、「安心して利用することが保障されているサービス」としての「放送」には「通信」と異なる位置づけを与えることが必要ではないか。</p>	<p>【資料5 - 3 - 2:4】 ・視聴者保護の実効性確保について、～を参照。</p>

衛星放送の将来像に関する研究会の今後の日程等

	今後の日程等
平成18年 1月	<p><u>【25日 10時～】第5回会合：第1特別会議室</u></p> <ul style="list-style-type: none">・追加ヒアリング(荒川構成員)・論点整理 <p>[論点整理を踏まえ、中間報告素案作成]</p>
2月	<p>【上旬(未定)】幹事会(第3回会合)</p> <p>↓</p> <p><u>【13日 16時～】第6回会合：第1特別会議室</u></p> <ul style="list-style-type: none">・中間報告骨子案審議・中間報告素案審議 <p>(パブコム：1か月程度)</p>
3月	<p>【中旬(未定)】幹事会(第4回会合)</p> <p>↓</p> <p><u>【22日(水) 16時～】第7回会合：第3特別会議室</u></p> <ul style="list-style-type: none">・パブコム結果報告・中間報告案審議・取りまとめ <p>【下旬】</p> <p>↑</p> <ul style="list-style-type: none">・中間報告報道発表
4月～	<p>【未定】</p>

【中間報告イメージ案】

(頁)

はじめに ...

第 章 衛星放送を取り巻く環境の変化 ...

第一節 我が国の衛星放送を取り巻く環境の動向 ...

1 放送メディアの進展 ...

2 各メディアの特性 ...

3 1日のテレビ視聴時間及びラジオ聴取時間の推移 ...

4 放送事業者の数 ...

5 放送メディアの市場規模及び推移 ...

6 メディア別広告費等の推移 ...

7 情報通信関連年間支出金額の推移 ...

8 地上テレビジョン放送のデジタル化 ...

9 ケーブルテレビの動向 ...

10 通信分野におけるブロードバンド化 ...

11 通信と放送の融合・連携によるクロスメディア化 ...

第二節 米英の衛星放送等の現況 ...

1 アメリカの衛星放送等の現況 ...

2 イギリスの衛星放送等の現況 ...

(3 放送の国際展開に関する海外事情【P】)

第 章 我が国の衛星放送の現状と課題 ...

第一節 衛星放送の現状 ...

1 衛星放送の展開 ...

2 衛星放送に関する制度 ...

3 B S 放送の現状 ...

4 2 . 6 G H z 帯衛星デジタル音声放送の現状 ...

5 C S 放送の現状 ...

(6 放送の国際展開の現状【P】)

第二節 衛星放送の課題 ...

1 B S アナログ放送用 3 チャンネルの終了 ...

2 B S アナログ放送終了後の 3 チャンネルの利用 ...

3 追加 B S 用 4 チャンネルの利用 ...

研究会第1回
会合資料
(衛星放送
の現況等)
を中心に記述

研究会第1回
会合資料
(衛星放送
の現況等)
を中心に記述

研究会第1回
会合資料(衛星
放送の概況)
及び関係者
意見を中心
に記述

研究会第1回
会合資料(衛星
放送の概況)及
び関係者意見
を中心
に記述

- 3 衛星放送における競争の促進 ...
- 4 視聴者利益の確保 ...
- (5 放送の国際展開の促進【P】) ...

第 章 衛星放送の今後の展開の方向性 ...

第一節 衛星放送の将来像 ...

- 1 サービスに関する将来像 想定する将来像(2011年等)について記述
- 2 技術に関する将来像 圧縮技術(H.264等)等の動向について記述

第二節 衛星放送に期待される役割 ...

- 1 従来 of 役割
- 2 今後の役割 地デジ推進、多ch競争促進等について記述

第三節 衛星放送の発展に向けた総合的方策 ...

- 1 現行のBSアナログ放送の円滑な停波のための方策
- 2 新たなBS放送用周波数の利用のための方策
- 3 衛星放送事業における競争の促進のための方策
- 4 視聴者利益の確保のための方策

(第四節 放送の国際展開の促進のための方策【P】) ...

おわりに ...

骨子素案の
提言部分に
ついて、研
究会関係者
ヒアリング
での各意見
をふまえて
記述